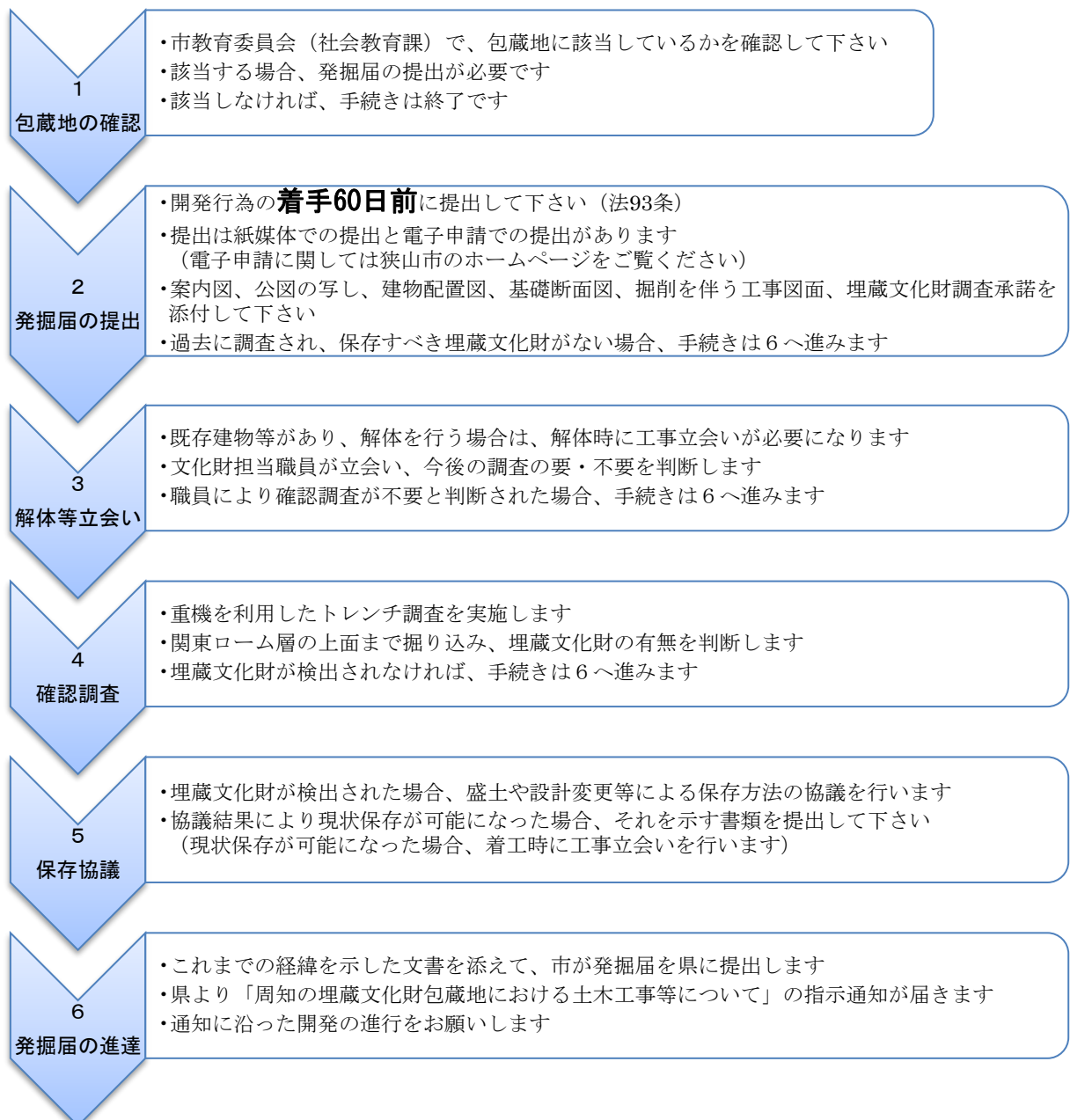


埋蔵文化財包蔵地内での開発行為の取り扱いについて

※法的な調査の必要性や調査方法、発掘調査になった場合についてなどの詳細を掲載した「埋蔵文化財調査の手引き」が狭山市のホームページからダウンロードできますので、必ず御一読ください。

埋蔵文化財包蔵地内（遺跡や遺物が埋蔵されている土地）で、建物等構築物の建設、土木工事、その他の現状変更行為（開発行為）を実施しようとする場合は、下記の手続きや発掘調査が必要になることがあります。

（１）周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合の手続きの流れ



埼玉県からの指示通知において「発掘調査が必要」とされた場合は、狭山市教育委員会 社会教育課 文化財担当にご相談下さい。

（２）発掘調査を実施する場合の例

工事によって埋蔵文化財が掘削される、あるいは影響が及ぶのが明確な場合には、発掘調査が必要となります。ただし、下記のように一定の条件を満たせば発掘調査を行わず、保存が可能と判断されます（埼玉県埋蔵文化財発掘調査等取り扱い基準）。

【建物・構築物の建設】

①建物部分

建物・構築物の基礎下端の掘削面から遺構確認面までの間に 30 cm 以上の保護層（土、もしくは樹脂等による緩衝層）が確保できれば、埋蔵文化財が保存されると判断され、発掘調査は不要となります。また、確保できない場合も、設計変更（建物の位置や基礎の掘削深度変更）や盛土などで 30 cm 以上の保護層が確保できるような措置が採られるならば、発掘調査は不要となります。ただし、工事立会いが必要となります。

②庭・駐車場部分等

塀の設置、植樹、浄化槽、上下水道管やガス管の埋設等、掘削を伴う工事を行う場合は、掘削深度下端から遺構までの間に 30 cm 以上の保護層が確保されれば、発掘調査は不要となります。また、掘削幅が狭く、発掘調査実施が不可能な場合や、設計変更等により埋設場所を埋蔵文化財が無い場所に変更になった場合は、工事立会いの対応となります。

【盛土・埋め立て】

恒久的な盛土で 3 m を超える場合は、発掘調査が必要となります。また、一時的な盛土であっても、埋蔵文化財に影響を与える恐れがある場合は、発掘調査が必要となります。

【道路の建設】

市道の新設や拡幅、分譲地内の道路建設については、上下水道管、ガス管等の埋設を行う可能性があるため、原則的には発掘調査が必要となります。一時的な工事用道路（砂利敷き・簡易舗装等）、植樹帯に関しては、工事に伴う掘削下端から埋蔵文化財までの間に 30 cm 以上の保護層が確保できれば発掘調査は不要です。

【駐車場・資材置き場等】

切土によって埋蔵文化財が掘削される場合や 3 m 以上の盛土がなされる場合は発掘調査が必要となります。また、30 cm 以上の保護層が確保できない場合も同様です。

※以上、いくつかの具体例を示しましたが、開発予定地内の状況、周辺の地形や環境等によって取り扱いが異なる場合がありますので、計画段階で市教育委員会と協議を行ってください。

（３）設計変更の必要が生じた場合等

市教育委員会と協議終了後に設計変更した場合は、再度協議を行いますのでご連絡下さい。また、工事開始後に埋蔵文化財が発見された場合も速やかにご連絡ください。

（４）再開発時の協議

工事終了後に、開発対象地内で新たな建物の建設、掘削等を実施する場合は、改めて協議を行います。事前に市教育委員会まで連絡してください。

- 紙媒体での提出は2部作成し、提出してください
- 下線 部分をご記入ください

第 号
令和〇年〇月〇日

(あて先)
埼玉県教育委員会教育長

住 所 狭山市入間川1-23-5
氏名等 文化財 太郎

↑別記(裏面)の6 工事主体者欄と同じ記述にしてください

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項、同184条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となるもの(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付資料】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

具体的には

- (1) 公図の写し
- (2) 建物配置図
- (3) 基礎断面図(掘削深度のわかるもの)
- (4) 建物部分以外で掘削を伴う工事に関する図面
(例: 浸透トレンチ掘削工事など)
- (5) 事業予定地を示す案内図 等です

●下線 部分をご記入ください

別 記

第93条第1項

県文書番号	教文資第	—	号	令和	年	月	日
-------	------	---	---	----	---	---	---

1 所在地	狭山市入間川1-23-5		
2 面積	400.25 m ²		
3 土地所有者	住所：狭山市入間川1-23-5 氏名等：文化財 次郎		
4 遺跡の種類	散布地 礫群等 貝塚 集落跡 古墳群 古墳 横穴 窯跡 祭祀 経塚 墓 寺社跡 城館跡 石造遺物 官衙跡 条里跡 その他（ ）		
遺跡の名称	富士見北遺跡 (No.22-072)	員 数	1
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 分譲住宅 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他の農業関係事業 土砂採取 その他の開発（ ）		
工事の概要	分譲住宅の建設 ★建売住宅の場合、個人住宅ではなく、 「その他の建物」になります		
6 工事主体者	氏名等：文化財太郎 住所：狭山市入間川1-23-5	←表面の届出者と同じ記述にしてください	
7 施工責任者	氏名：株式会社 文化財センター 住所：狭山市南入曽55		
8 着手時期	令和 〇年 〇月 〇日	9 終了時期	令和 〇年 〇月 〇日
10 参考事項	(こちらは記入しないでください)		

指 導 事 項	発掘調査（一部現状保存） 工事立会（現状保存） 慎重工事 その他（ ）
---------	--

〔注意事項〕 ①太線内は届出・通知者が記入。②指導事項欄は県教育委員会で記入。③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

埋蔵文化財調査承諾書

- 紙媒体での提出は2部作成し、提出してください
- 下線 部分をご記入ください

令和〇年〇月〇日

埼玉県教育委員会教育長
狭山市教育委員会教育長

住 所 狭山市入間川 1-23-5

氏 名 文化財 太郎

押印は不要です

1 所有地内での埋蔵文化財調査について

下記の所有地について、埋蔵文化財の調査を行うことに承諾します
(所有地の住所もしくは地番)

狭山市入間川 1-23-5

← 調査を行う土地の住所もしくは地番をご記入ください

2 所有地の現状 畑地

← 宅地・水田・畑地・山林・道路・荒蕪地・その他()のいずれかを
記入下さい

3 2が水田・畑地の場合、農地転用の許可の有無

許可済 ・ 許可申請中 ・ 未申請

4 所有地内で出土した出土品の権利の放棄について

出土品の措置については法令の定めるところにより、貴教育委員会に保存等の措置をお願いし、出土品についての権利を放棄いたします